

3. 協働実践を経て

平成 24 年度から「市町村権利擁護推進センター機能」の具体化に向け、県内 4 地域とネットワーク形成に向けた事例検討会等の協働実践を進めてきた結果、3 地域において「権利擁護・成年後見推進センター」が設置されました。また、他の地域においても、実質的な「センター機能」の構築が進んでおり、4 地域いずれにおいても分野を越えた専門職の横断的なネットワーク形成の促進、専門職と地域住民福祉活動とのつながりづくりが進展しています。

4 地域の実践で共通しているのは、「個別支援」から見えてきた課題を「地域づくり」につなげる視点です。「個別支援を行ったので、次は地域へ働きかける」ということではなく、「地域の中でニーズを抱えている本人をどのようにして支えていくかを、専門職と地域住民と一緒に考えていくとともに、同じようなニーズを抱えている他の人に気づき、それらを地域全体でどのように解決していこうかという動きにつなげていく」という一体的な支援が重要となります。こうした 4 地域の実践から、「個と地域の一体的支援」の展開は、「権利擁護の推進」と「地域福祉の推進」とが深く重なり合っていることを示しています。

4. 今後の展開に向けて

県内では、地域包括支援センター運営協議会や障害者自立支援協議会などの「分野別のネットワーク」が構築されていますが、個々のネットワークだけで解決できる課題は少なく、こうしたそれぞれのネットワークをつなぎ合わせた「権利擁護ネットワーク」が必要になります。こうした中で権利擁護や成年後見といった分野を貫く新たな共通課題をテーマとした「課題別ネットワーク」の構築も進みつつあります。まずは、各々のネットワークが個々に存在するだけでなく、地域という共通の目線で見直すことが求められています。

地域を基盤とした権利擁護ネットワークの形成には、地域にある資源と地域住民の主体的な福祉活動とのつながりが必要であり、市町村域だからこそそこに働きかけることができます。「権利擁護」が地域に根ざしたものになるよう、市町村域において地域特性に応じた体制づくりが今後も期待されています。

◆県内社協の権利擁護・成年後見関係事業取り組み状況（平成 28 年 11 月 1 日時点）

| 地域名 | 日常生活自立支援事業 | 社協法人後見事業 | 社協・行政市民後見人養成事業 | 権利擁護・成年後見センター設置・センター名称 | 権利擁護相談事業・虐待等 | 権利擁護関係機関ネットワーク |
|------|------------|----------|----------------|---------------------------------------|--|-------------------------------|
| 横須賀市 | ● | | ● | | 成年後見制度の市民向け講座 | |
| 平塚市 | ● | ● | ● | ● 平塚市成年後見利用支援センター | 一般相談（センター職員（社会福祉士）：随時）、専門相談（弁護士：月 2 回程度）、一般市民向け公開講座、保健福祉関係者向け講座、地域・団体向け出張講座、高齢者権利擁護講演会（年 2 回）、応急事務管理事業 | 平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会 |
| 鎌倉市 | ● | ●（準備中） | ● | ● 鎌倉市成年後見センター | 専門相談（月 1 回） | かまくら成年後見制度連絡会 |
| 藤沢市 | ● | ● | ● | ● ふじさわあんしんセンター | 専門相談・出張による専門相談、市民向け講座 | 藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 小田原市 | ● | ●（準備中） | | | | |
| 茅ヶ崎市 | ● | ● | ● | | 無料成年後見相談、日常生活自立支援事業に関する講座 | |
| 逗子市 | ● | ● | | | 弁護士相談（月 1 回） 成年後見相談（月 1 回） | あゆむ後見ネット |
| 三浦市 | ● | ● | | | 弁護士相談（月 1 回） | 三浦市成年後見関係団体情報交換会 |
| 秦野市 | ● | ● | | ● はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」・成年後見利用支援センター | 成年後見相談・弁護士相談（月 2 回）・市民向け出前講座・専門職向け講座 | 秦野市成年後見制度ネットワーク連絡会 |
| 厚木市 | ● | ● | ● | ● 厚木市権利擁護支援センター | 司法書士による無料成年後見相談、市民向け講座、虐待通報の届出の受理等 | |
| 大和市 | ● | ● | | | 成年後見専門相談 | |
| 伊勢原市 | ● | ● | ● | ● 伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター | （職員による）一般相談、専門職相談（弁護士（月 1 回）、行政書士（月 1 回）、税理士（不定期））、親族後見人への支援、一般市民向け講座、専門職向け講座出前講座、市民後見人の養成・活動支援、事例検討 | 成年後見・権利擁護サポート連絡会 |
| 海老名市 | ● | ● | ● | ● えびな成年後見・総合相談センター | 司法書士、社会福祉士、行政書士、弁護士による専門相談（各月 1 回） | えびな成年後見・総合相談センター連絡協議会（えびなネット） |
| 座間市 | ● | ● | | | | |
| 南足柄市 | ● | ● | | | 住民向け講演会 | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 綾瀬市 | ● | ● | ● | | | 綾瀬市成年後見連絡会 |
| 愛川町 | ● | ● | | | 権利擁護相談会（月 1 回） | |
| 清川村 | ● | | | | | |
| 葉山町 | ● | | | | 権利擁護専門相談（弁護士による専門相談） | |
| 寒川町 | ● | ● | | | 成年後見相談 | 寒川町権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 大磯町 | ● | ●（準備中） | | | 成年後見制度町長申立申請（地域包括支援センター） | |
| 二宮町 | ● | | | | | |
| 中井町 | ● | | | | 行政書士による成年後見相談（年 4 回） | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 大井町 | ● | | | | | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 松田町 | ● | | | | | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 山北町 | ● | | | | | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 開成町 | ● | | | | 地域包括支援センター（町社協受託）と連携・協働し対応 | 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会 |
| 箱根町 | ● | | | | 地域包括支援センター（社協受託）により行政書士相談、後見研修開催。 | |
| 真鶴町 | ● | | | | | |
| 湯河原町 | ● | | | | | |

※ 『市町村 権利擁護推進センター機能』の構築にむけて（平成 23 年度 相談事業推進委員会報告書）より抜粋。一部、表記にある「かながわ権利擁護相談センターあしすと」は、現在「権利擁護推進部」に名称変更。

(1) 「市町村権利擁護推進センター機能」とは

- 地域福祉の理念に立ち、一人ひとりの自分らしく生きる権利が、日常生活の中で、また将来にわたって守られる地域をつくるには、まずは、高齢や障害などによってもすると自分自身で判断することがしにくいために、虐待などの重篤な権利侵害をはじめとする様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々に対する相談支援の充実・強化が強く求められる。
- また、顕在化している問題・課題への対応だけでなく、地域に潜在している生活課題を抱えた本人や世帯の早期発見や、深刻な事態に至る前の早期対応といった「予防的機能」が発揮できる地域をつくることも求められる。
- このためには、相談・支援機関が①「積極的権利擁護」の視点（※1）にたち、②本人が生活する地域を基盤として、③多様な担い手のネットワークによる総合的な相談支援（※2）を展開する、ことをけん引・バックアップする機能が必要である。この機能を「市町村権利擁護推進センター機能」とする。
- 「市町村権利擁護推進センター機能」は、新たな機能の創出ではなく、各市町村内の既存の事業、取り組みやネットワークを「権利擁護と総合相談」の視点でつなげていくものであり、様々なネットワークを結び、つなげる「中核的役割」を果たすものである。

（※1）「積極的権利擁護」とは、「本人の生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものである。」（岩間伸之 「積極的権利擁護」※資料 2 参照）。

（※2）総合的な相談支援とは、本人の今から将来までの生活に関わるあらゆる問題に対し、本人だけでなく本人を取り巻く環境や背景にある問題も含めて、多様な担い手の協働を働きかけることによって対応し、本人の「生活のしづらさ」の解決につなげるとともに、さらにそれらの実践が地域での問題の早期発見・予防・迅速な対応など、住民主体の活動に活かされていく相談支援のこと。

- ・本人の今から将来まで・・・切れ目のない支援
- ・本人の生活にかかわるあらゆる問題に対応・・・分野を超えた支援
- ・本人だけでなく、本人を取り巻く環境・背景にある問題までをトータルに視野においた支援、働きかけ
- ・様々な資源やネットワークの活用、開発
- ・本人の問題だけでなく、これから起こりうる（かもしれない）地域共通の課題への対応を視野においた支援

(2) 「センター機能」の具体的な「けん引・バックアップ機能」

○「市町村権利擁護推進センター機能」の「けん引、バックアップ機能」は、次の6つとする。

「市町村権利擁護推進センター機能」の具体的な「けん引・バックアップ機能」

| めざす方向 | 相談支援機関に求められる実践 | 実践を展開するために求められるけん引・バックアップ機能 | センター機能の具体的な機能・役割 |
|----------------------------------|---|---|---|
| (1) 総合相談による個別支援の実践 | ①アウトリーチによって、積極的に本人のニーズ・問題を発見・把握する。 | ・地域内の相談・支援機関と「積極的権利擁護」の視点の共有化をはかる。 | ①権利擁護の具体的な支援機能の発揮 ②相談支援機関へのスーパーバイズ支援 ③相談支援機関のつながりづくり ④地域における権利擁護支援の担い手づくり(予防・発見・見守り) |
| | ②表面化している問題だけでなく、その背景にある本質的な課題や「生活のしづらさ」(幅広い生活ニーズ)を支援の課題ととらえる。 | | |
| | ③本人の幅広い生活ニーズに対して、事業や制度の枠組みにとらわれずに専門職のネットワークを組んで対応する。 | ・必要な時に連携できるための「信頼関係構築」に向けて、顔の見える関係づくり・情報交換・情報共有を進める。 ・各々の相談・支援機関の特性、役割の確認をする。 | |
| | ④さらには、地域のネットワークともつながって、その特性(予防・早期発見・見守り機能)によって本人の地域生活を支えるしくみをつくる。 | ・発見・見守りの担い手づくりにむけて、専門職が地域の住民福祉活動を把握する。 ・地域での住民による見守り活動の環境整備やバックアップを行う。 | |
| | ⑤①～④の総合相談を、本人自身による問題解決を支える視点(本人中心)をもって展開する。 | ・ネットワークの「総合調整(リーダー)役」をつくる仕組みを確立し、「総合調整役」をサポートする役割を確認する。 | |
| (2) 個別支援からみえてきた課題を「地域づくり」につなげる展開 | ⑥個別の支援課題を個人の問題として終わらせずに、整理・分析して一般化(普遍化)する。 | 高齢・障害等分野別・課題別に設置されたネットワークにおいて、個別支援における課題を共有し、共通課題を整理する。 | ⑤地域における権利擁護ニーズの把握・情報共有の促進(専門職と地域の課題共有) ⑥地域における権利擁護システムの構築(計画化・施策提案・検証) |
| | ⑦専門職間で共通の課題認識を持ち、さらには「地域の課題」として地域住民とも共有する。 | ・専門職機関が把握した地域のニーズ、取り組み課題を相互に理解する場を積極的に設け、地域住民の問題としての気づきの場につなげる | |
| | ⑧「専門職」と「地域」が一体的に、「地域の課題」の解決に取り組む。 | ・日常的なニーズや地域課題を原点に、専門職と地域の役割を確認しあい、分野別、課題別計画や地域福祉計画等の策定や改定、評価時にネットワークの中で課題分析をし、施策に反映させる。 | |

(3)「センター機能」の構築に向けた道すじ

＜「地域を基盤とする権利擁護の視点にたった総合的な相談支援」（以下「権利擁護支援ネットワーク」という）のあり様＞

①基本の「個別支援のネットワーク」と地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市町村社協の役割

- 「権利擁護支援ネットワーク」は地域で重層的に展開されてこそ有効であり、地域でさまざまなネットワークが立体的に組み合わさることが必要である。「権利擁護支援ネットワーク」の基本は、本人が生活する地域（日常生活圏域）で支える「個別支援のネットワーク」である。
- 「個別支援のネットワーク」をけん引するのは、日常生活圏域における権利擁護の初期対応機関である、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市町村社協の役割である。それぞれの専門性を発揮して、市町村行政と連携のもと、個別支援のネットワーク形成の総合調整機能、中心的役割を果たす必要がある。

②「個別支援のネットワーク」における「様々な専門性」の協働

- 地域には複合的なニーズを抱える本人や世帯が少なからずあり、他分野や多領域の専門機関との連携が必要となる場合も多いが、現実には、分野や領域を越えた機関同士の交流やつながり、各機関の特性や役割などの相互理解は乏しく、スムーズな連携や協働が難しいという課題もある。
- 特に虐待事案への対応においては、市町村行政の役割が大きいものの、本人や世帯に関わる相談支援機関間の連携や法的助言などスーパーバイズ機能との連携・協働が不可欠となるが、調整機能がないために有効な連携が組めないという課題もある。
- こうした課題の解決には、専門分野や領域を越えて交流をはかり、相互の機関特性や役割（仕切り役も含め）を確認し、連携・協働しあう機会を設けることが必要である。

③「個別支援のネットワーク」における「専門性」と「地域」の融合

- また、本人の地域生活に密着して権利侵害の再発防止の見守りや新たな権利侵害の発生をいち早く発見していくためには、本人の友人、知人をはじめとする地域住民に「個別支援のネットワーク」への参画を促していく必要がある。
- しかし、実際には専門職が地域住民の主体的な福祉活動を十分に把握できていないことや、地域住民にむけて権利擁護の視点の醸成をしていく役割が果たせているとは言い難い状況がある。
- 「専門職」と「地域」の連携には、まず専門職が地域に出向き、顔の見える関係を築きながら、専門職の知識や経験、把握された課題を地域に伝えつつ、地域のニーズを共有していくことが求められる。

④「個別支援のネットワーク」を支える「分野別ネットワーク」や「課題別ネットワーク」の役割

- さらに「個別支援のネットワーク」の経験やノウハウが、地域に潜在する同様のニーズを抱えた本人や世帯への支援に活かされることも重要である。予防的機能を強化するために、「分野別のネットワーク」として、地域包括支援センターを統括する運営協議会や障害者自立支援協議会、社協の地区社協活動などの取り組みが展開されているが、その設置目的に照らし合わせると活動内容が形式化・形骸化してい

る面があることも否めない。

- 加えて、虐待防止や成年後見といった複数の専門分野・領域を貫く新たな共通課題もあるが、分野や制度の縦割りの中で、「課題別のネットワーク」が十分に機能できているとは言い難い面もある。各々の既存のネットワークのありようを見直し、「個別支援のネットワーク」を支える機能を発揮することが求められる。

⑤様々なネットワークの活性化とつなぎ役としての「市町村権利擁護推進センター機能」

- 各々のネットワークが実質的に機能すると、自らのネットワークの範囲では対応しきれない課題やいづれのネットワークでも共通する課題などが具体化してくる。こうした「課題」の解決に向けて協議する場が必要であるが、総合調整役がいないがゆえに何らかの支援が必要な本人や世帯が放置されたままとなっていることや課題が積み残されていることも少なくない。
- 様々なネットワークが機能することを支えること、さらに顕在化した地域の課題の解決に各々の機関が連携して取り組むために、「市町村権利擁護推進センター機能」は中核的役割を果たす。

(4) 「センター機能」の構築を進める当面の中心的な担い手

- 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築は「地域福祉の推進」そのものであり、地域福祉推進施策の一環として市町村が主体性を発揮して基盤を整備し、様々な関係機関・団体が参画して運営・活動展開していくことが求められる。
- 現状では、ある特定の一組織が単独で「市町村権利擁護推進センター機能」の構築のけん引役を担うことには体制的・力量的に困難があるため、まずは「市町村権利擁護推進センター機能」の基盤として、地域包括支援センター、相談支援事業所、社協、行政が結集した4者による「基盤ネットワーク」の構築から着手し、地域特性をふまえつつ、あしすとがイメージした「市町村権利擁護推進センター機能」をもとに目標を定め、具体的な展開を企画・調整する場をつくる。
- 「基盤ネットワーク」は、その運営の総合調整役・事務局的功能を果たす組織や担当職員を明確にする。総合調整役は、コミュニティソーシャルワーカー(※)としての専門性と経験を備えた者が行うこととし、職員の異動等も視野においた人材配置や養成に配慮するものとする。
※コミュニティソーシャルワーカーとは、「地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポートネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が同じように起きないように福祉コミュニティづくりとを統合的に展開する、地域を基盤としたソーシャルワーク実践」(大橋謙策)を行う者である。

(5) 「センター機能」の発揮にむけた当面の取り組み目標と方策

①「基盤ネットワーク」4者の各々に求められる取り組み

- 「基盤ネットワーク」の4者は、各々の本来業務を遂行する中で、機関・団体の特性に応じた「専門職

のネットワーク」の展開を図るとともに、「地域づくりのネットワーク」の活動と連携、協働し、「市町村権利擁護推進センター機能」を効果的に展開する。

- 具体的な取り組みとしては、まずは「積極的権利擁護」と「総合相談」の視点の共有化を図りつつ、既存の事業内容を、委託者・受託者ともに設置目的に照らし、改めて市民や相談者の視点で点検し充実させることが求められる。「基盤ネットワーク」には、相談支援機関やネットワークへの助言等を行う「推進委員会」を設置し、第三者性や政策提言機能をもつことも求められる。

②「基盤ネットワーク」としての取り組み —あしすとの提案—

- 「市町村権利擁護推進センター機能」としての当面の具体的な取り組みとして、センター機能②の相談支援機関へのスーパーバイズ支援と③の相談支援機関のつながりづくりの機能を合わせ、相談支援機関職員が対応ケースについて、身近なところで適切な助言が受けられ、他の専門職との意見の交換ができるための「常設の（定例的な）事例検討会」を設ける。
- 「常設の事例検討会」は、①定期的で開催され、②いつでも事例を持ちこむことができ、③具体的な助言が受けられる、とともに④「積極的権利擁護」や「総合相談」の理念を共有し、地域における生活課題解決システムづくりに向けた相互の役割や連携についての確認の場となるものである。
- 「常設の事例検討会」は、「基盤ネットワーク」の4者が協働して開催するものであるが、実際の運営や開催に必要な助言者などの人材確保、事例の調整などを行うには事務局機能が必要であり、開催経費の確保等の課題も含め、4者の役割分担を調整する必要がある。
- 「常設の事例検討会」のスーパーバイザーには「個別ケースの課題解決」と「地域での課題解決システムづくりへの連携」の両面からの助言が求められるため、その人材確保も大きな課題である。「常設の事例検討会」の立ち上げに際しては、必要に応じて、あしすとの「弁護士・アドバイザーリースタッフ派遣事業」を援用できるようにする。加えて、市町村社協の日常生活自立支援事業や法人後見事業に関わる多領域の専門家の参画を求めていくことも考えられる。

(6)「センター機能」の将来の姿

- 「市町村権利擁護推進センター機能」は将来的には拠点機能も備え、市町村域で設置されている権利擁護に関わる成年後見センターや障害者虐待防止センターなど制度別・課題別のセンター機能を貫き、医療や司法（福祉に精通した他領域の専門職）とも連携した、総合センターとして位置づくことを目指す。
- 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築にむけては、日々の暮らしの場である日常生活圏域を基本に、総合相談窓口を設置することが大切なポイントの一つとなる。大阪府ではコミュニティソーシャルワーカー配置事業が行われていたが、茅ヶ崎市では平成23年10月から、地域包括支援センターに新たな社会福祉士職を配置し、地区社協活動とも連携し、高齢者のみならず障害者や児童の問題まで総合的に相談を受ける体制がつけられた。こうした取組みは全国的にも展開されつつあり、先駆的な取り組みにアンテナを張りながら、住民ニーズに応じた効果的な施策展開を模索する必要がある。
- また、契約や申請による福祉サービスの利用制度下においては、地域の社会資源の格差も生じている

状況もあり、選択できるサービスの種類や量の確保、質の高いサービスの確保、市町村域における苦情解決のしくみづくりも課題であり、市町村においてこうした課題への取り組みを進めることも求められる。

(7) 「センター機能」の構築に向けた協働実践

「権利擁護えびなネット」(海老名市社協)

海老名市社協あんしんセンター（日常生活自立支援事業、法人後見、専門相談）が中核となり、地域内の高齢・障害の相談支援機関や成年後見関係団体などと権利擁護のネットワークを構築し、権利擁護の視点にたった援助の共通基盤を形成するとともに、専門職・機関のネットワークと地域住民による福祉活動とを結んで、「総合相談」の実践を推進する。

「大和市社協あんしんセンター・地域包括支援センター」(大和市社協)

市社協あんしんセンターにおいて、日常生活自立支援事業に加えて、新たに法人後見事業の実施を進め、社協の権利擁護支援機能の強化をはかり、権利擁護相談支援機関や成年後見に関わる専門職とのネットワーク構築を進める。あわせて、市内における基幹的な役割を担っている地域包括支援センター事業における、市域・小地域での高齢分野の相談支援機関・専門職の相談支援の質の向上に向けた学習支援や権利擁護のネットワークづくりとを融合させ、大和市における権利擁護支援の中核的な役割として機能を発揮するとともに、将来的には大和市社協の特徴でもある活発な地区社協活動支援と権利擁護関係事業を結んで、地域における多様な担い手による「権利擁護と総合相談」による住民主体の生活課題の解決へのシステムづくりの実践を推進する。

「伊勢原市高齢者・障害者権利擁護・虐待防止ネットワーク」(伊勢原市社協)

障害者虐待防止ネットワーク構築を契機に、先行する伊勢原市高齢者虐待防止ネットワークのしくみを基盤に、高齢・障害の分野の枠を越えた、虐待防止対応にとどまらない総合的な権利擁護支援ネットワークとしての構築を目指す。具体的には、既存のネットワークの点検、共有化を図り、市社協の成年後見・権利擁護サポート連絡会の機能拡充により、社協、行政、相談支援機関・専門職の相互理解の促進と事例検討を通じた権利擁護支援の質の向上の取り組みを進める。あわせて、地域福祉計画や地域福祉活動計画の改定を機に、権利擁護事業と小地域での見守り・支え合いの住民活動の推進との連携を進める。

「秦野市権利擁護ネットワーク」形成(丹沢自律生活センター総合相談室・ときの家)

虐待防止法の施行を機に、秦野市における総合的な権利擁護支援センターの構築にむけ、小地域における権利擁護支援ネットワークづくりの実践を基盤に、市域における権利擁護支援ネットワークづくりを推進する。具体的には、丹沢自律生活センター総合相談室・「ときの家」(秦野北地区の福祉活動拠点)を拠点とする小地域での相談支援活動をモデル実践として、専門職や地域住民などの多様な担い手による相談支援のネットワークの構築をはかり、地域における権利擁護ニーズの発見、見守り機能の構

築を模索する。また、市内の既存の専門職ネットワークが、分野を越えてつながりあう場づくりを展開する。なお、ネットワーク構築に向けた基盤として、秦野市、市社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、弁護士及び福祉関係機関で構成する「権利擁護ネットワーク委員会」を設置する。

なお、高齢・障害にまたがる虐待防止のネットワークの構築や、成年後見センターの設置等、市町村における新たなネットワーク構築の動きも視野に置きつつ、「市町村権利擁護推進センター機能」の構築に向けた協働実践を模索するものとする。

(8) 「センター機能」の構築に向けたあしすとの役割

- 協働実践（先行実践）に対する県社協・あしすとのバックアップ、成果の普及の役割としては、「相談事業推進委員会」の機能を拡大して地域に出向いての助言機能を設け、事例検討や研修企画への支援（「センター機能」実践への継続的なスーパーバイザーの派遣）を行うとともに、専門家講師派遣や費用の一部助成の検討などを行う。
- さらに事例検討会等への弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業を活用し、相談支援機関によるケース検討等の場を積極的に支援し、相談支援機関のネットワーク構築を促進する。
- 協働実践の成果や課題の整理、普及に向けた方策等は「相談事業推進委員会」にて検討し、「市町村権利擁護推進センター機能」の構築に向けた協働の成果や課題については、市町村社協や相談支援機関の会議や研修の場を活用し、情報提供を行う。
- 市町村地域福祉計画や市町村社協地域福祉活動計画の策定、見直しにあわせ、「市町村権利擁護推進センター機能」構築にむけた提案を市町村社協支援担当課と連携し、積極的に進める。

(9) 「センター機能」の構築と地域福祉推進の中核としての社協の役割発揮

- 市町村社会福祉協議会は、その名が示すように、地域の生活問題を、住民を主役に検討しながら、誰もが住みよいまちづくりをすすめる「社会福祉について協議する会」として、全国の各市町村に設置された組織である。
- 組織的には、住民会員制度を設け、地域における住民組織や当事者団体、福祉関係団体・施設を網羅した会員をベースに理事会、評議員会を構成し組織運営を行っている。
- 事業面では、ボランティア活動や小地域ネットワーク活動による福祉コミュニティづくりの展開、総合相談窓口の設置や日常生活自立支援事業等を通じた福祉サービス利用支援の展開を行うとともに、地域のニーズに応じた介護保険事業や住民参加型サービスなど在宅福祉サービスを展開している。
- しかし、地域に根づいた組織構成をもとに、ニーズや制度施策の変化に対応し事業を展開してきたものの、社協が実施する各事業が、職員のみならず役員の認識も「権利擁護」の視点のもと実施されてきたか、心もとない面がある。社協が実施する幅広い事業それぞれが一人ひとりの暮らしを支え、豊かにするツールとして、社協内はもとより関係支援者と連携して支援を行うという専門性やマネジメント

力を発揮し、成果や課題を関係団体や住民に積極的に繋げていく姿勢が必要である。

○そこで、センター機能の構築にあたっては、社協に課せられた役割（地域福祉推進の中核的組織）発揮という認識に改めて立ち、組織運営や住民の組織化活動や各種事業のありようを点検し、センター機能の構築にむけた調整機能を担える職員の養成を行い、効果的な事業展開、組織運営を図る必要がある。

※詳細については、本会 HP (<http://www.knsyk.jp/>) 掲載「市町村 権利擁護推進センター機能」の構築にむけて（平成 23 年度 相談事業推進委員会報告書）を参照。

あ と が き

少子高齢化が進行する中で、地域では高齢者・障害者の生活課題に真摯に向き合い、多くの専門職が支援に取り組んでいます。地域では、分野ごとの相談機関、支援機関の充実が図られてきましたが、多様化・複雑化・深刻化する事例に対応するためには、相談機関、支援機関単独では困難となっています。

県内において総合的な支援を実施するために先駆的に取り組まれている地域の実践をまとめ、皆様の参考としていただくため本報告書を作成しました。

貴重な実践事例を執筆いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

本会では、相談・支援機関が「積極的権利擁護」の視点にたち、地域を基盤として、多様な担い手のネットワークによる総合的な相談支援を展開する、このことをけん引・バックアップする機能が必要であり、「権利擁護推進センター機能」の構築を提案してきました。

本報告書の実践事例のなかでも、本人、各相談・支援機関、行政、地域等を結ぶ総合相談機関の「看板」をかかげることにより、個々の人の課題・問題を受け止めてくれる「場」が明示され、各方面に分かりやすくなっている例があります。

総合的な相談窓口を明らかにすることで、本人だけではなく、地域の住民からの相談が容易となり、課題の早期発見、対応が可能となります。さらに、設置により、各機関が連携、協働する場となり、各機関の相互の理解が進むことで、分野や制度を横断しての権利擁護の総合的な取り組みとなること、また、権利擁護ネットワークが形成されることで、本人に合った支援の選択、実施が可能となり、個人の権利擁護を進めるとともに、地域での権利擁護と福祉の推進の一体的な取り組みにつながることを期待されます。

権利擁護ネットワークの形成は、地域課題の把握、解決への検討や多様な関係機関との協調、連携など、社協としての使命、地域の期待に応えていくことと密接に繋がっているといえます。

本報告書が各地域における福祉の推進に役立てていただけることを期待しております。

平成 29 年 1 月

神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部
部 長 地 引 弘 行

参考文献・引用資料

- 『『市町村 権利擁護推進センター機能』構築にむけて』（平成 23 年度）
発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

- 『『市町村 権利擁護・成年後見推進センター構想』への提案 - 地域を基盤とした権利擁護の推進にむけて - 』（平成 25 年度）
発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

- 「事例からみえる『権利擁護ネットワーク』 - 市町村権利擁護推進センター機能 協働実践の取り組み - 」（平成 26 年度）
発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

- 『『個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス』ハンドブック』（平成 26 年度）
発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 監修：岩間伸之

- 「はだの地域福祉総合相談センター構想と社会福祉法人の社会貢献事業について～知育福祉総合相談センター（新設）と連携・協働して、社会福祉法人が新たに取り組む社会貢献事業の展開～」(平成 27 年度)
発行：社会福祉法人秦野市社会福祉協議会

- 「平成 27 年度市町村社協活動現況報告書」(平成 27 年度)
発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

本人を中心に、地域と専門職がつながる「権利擁護ネットワーク」形成
- 市町村権利擁護推進センター機能 協働実践報告書 -

平成 29 年 1 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部権利擁護推進担当
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
TEL 045-312-1121 (代表) FAX 045-322-3559